

議題1 「大阪府国民健康保険運営方針」の策定について

(1) 策定目的

大阪府国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）は、「全国に先駆けた保険料完全統一による国保運営」を実施するべく、大阪府と43市町村の国保が「大阪府で一つの国保」として一体となり、共通認識のもと、持続可能で安定的な国民健康保険制度を運営できるよう、基本的な考え方を共有するための方針として策定するものである

(2) 根拠規定 国民健康保険法第82条の2

(3) 策定年月日 令和5年12月19日

(4) 経過 平成29年12月 平成30年度～平成32年度（令和2年度）の運営方針策定
令和2年12月 令和3年度～令和5年度の運営方針策定
令和5年12月 令和6年度から令和11年度まで（6年間）

※ 概ね3年を目安として、必要に応じて見直すものとする

(参考) 法定意見聴取における市町村の主な意見及び府の考え方

市町村の主な意見	府の考え方
大阪府としても、更なる被保険者の負担軽減や公平性が担保される制度設計と、保険料率のみならず、医療費適正化や保健事業及び収納対策等についても、公平性の観点からの統一や広域化による効率化に向け、大阪府主導のもと十分にその役割を果たしていただきたい。	財政運営の責任主体として、市町村との適切な役割分担に基づき、安定的な財政運営や、予防・健康づくり及び医療費の適正化の推進、事務事業の広域化・効率化を推進して、国保制度の安定化に努めてまいります。
激変緩和期間について、再度、検討していただきたい。	激変緩和措置期間については、被保険者の負担増等の影響等を考慮し、国の定める「特例基金」の活用期間等も踏まえ、新制度施行後6年間（令和5年度まで）としているところです。
強いリーダーシップを発揮し、国の施策については国からの公費の拡充の働きかけを行うこと。	国保制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。